

国民健康保険

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

神崎町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため仕事を休んだ期間に応じ、傷病手当金を支給します。

支給を受けるためには申請が必要です。申請を希望される場合は、必ず事前に町民課国保年金係まで電話でお問い合わせください。



1. 対象者（①～③のすべてに該当する方）

- ①神崎町国民健康保険の被保険者の方
- ②お勤め先から給与の支払いを受けている方（被用者）
- ③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかった方

2. 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

3. 支給額

支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

※給与等の全部または一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

4. 適用期間

令和2年1月1日から令和4年12月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（厚生労働省通知に基づき、適用期間が延長される場合があります。）

*ただし、入院が継続する場合などは、支給を始めた日から最長1年6カ月の間となります。

5. 申請方法

申請書類をご記入のうえ、町民課国保年金係へ提出してください。

申請書類は、神崎町ホームページ「新型コロナウイルス感染症支援策」に掲載しております。

郵送や町民課窓口でもお渡しできますので、詳しくはお問い合わせください。

▶問合せ 町民課国保年金係 ☎2113

防災行政無線を用いた情報伝達訓練 **11月16日（水）実施**



地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、全国瞬時警報システム（J-アラート）を用いて送られてくる国からの緊急情報を、さまざまな情報伝達手段で確実に町民の皆さんへお伝えするため、情報伝達訓練を実施します。

訓練で行う情報伝達試験放送

▶日 時 11月16日(水) 11時頃

▶方 法 町内に設置してある防災行政無線から定時放送と同程度の音量で一斉に放送

▶内 容 ①「これはJ-アラートのテストです」×3 ②「こちらは、ぼうさい こうざき です」
③防災行政無線チャイム

※神崎町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

▶問合せ 総務課管財係 ☎2111